

○ 延長手続を採らなかった事案に係るもので、30日以内に開示決定等がされなかったもの(資料2)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	30日以内に開示決定等がされなかった理由
都市再生機構	西神田2丁目市街地住宅に係る耐震診断関係文書請求	H21.5.11	H21.6.11	H22.5.27	350	本件に関しては、平成21年5月20日に情報提供で対応し、請求者が取り下げの意向を示唆していたため、社内での手続きを停止していたところである。 しかし、平成22年4月23日に、取り下げを行っていない旨、請求者から通知があり、事実関係を確認をしたところ、平成21年5月11日に請求受付の要件を満たしていたことが確認されたため、現時点の請求者の意向を尊重し、開示実施手続きを開始。請求者には事情を説明し、理解いただいた。
山形大学	医学部教員の個人評価に関する委員会議事録・資料(回収資料を含む) (平成20年1月～12月13日) 医学部教授会議事録・資料(回収資料を含む) (平成20年6月～12月13日)	H20.12.15	H21.1.14	H22.6.30	532	個人評価を受けた職員の処遇に関連する文書であることから審査を慎重に行う必要があり、また、開示請求の対象文書が大量(文書量は約1,500枚、不開示情報が約4,300か所)であった。 さらに、同時期に公開法・保護法併せて十数件の受付件数もある上に、異議申立てもあり業務が多忙であったため、処理が遅延した。
山形大学	理学部で2008年4月1日から2008年12月31日までの間に申し出のあったキャンパスハラスメントに関する報告書(委員会関連の書類)すべて 工学部で2008年4月1日から2008年12月31日までの間に申し出のあったキャンパスハラスメントに関する報告書(委員会関連の書類)すべて	H21.3.23	H21.4.22	H22.5.10	383	事案に関与した職員の処遇に関連する文書であることから審査を慎重に行う必要があり、また、開示請求の対象文書が大量(文書量は約200枚、不開示情報が約380か所)であった。 さらに、同時期に公開法・保護法併せて十数件の受付件数もある上に、異議申立てもあり業務が多忙であったため、処理が遅延した。
山形大学	(1) 予定価格設定のために業者から入手した概算見積書or予算見積書or下見積書 (2) 予定価格調書 (3) 入札(見積)調書 (4) エレベーターの台数と詳細仕様が分かる文書 (5) エレベーターの改修工事である場合には、改修内容(流用品・新規手配品の区分)が分かる文書	H22.2.25	H22.3.26	H22.4.6	11	資料の特定、審査及び決裁手続に時間がかかったため。

○延長手続を採った事案に係るもので、延長した期限までに開示決定等がされなかったもの(資料3)

法人名	件名	受付年月日	期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由
医薬品医療機器総合機構	特定体外診断用医薬品の製造販売届書	H22.11.8	H23.1.7	H23.1.28	21	開示請求の対象文書が大量(文書量が約700枚、不開示情報が約800か所)であったため。
山形大学	人文学部における教員に関する特別委員会(平成20年4月～)、発議した新旧運営委員会(平成20年3月または4月)、で取り扱った資料それに関連した教授会回収資料(4月、7月)。平成20年7月以降の評議会の関連資料。新旧運営委員会、特別委員会、評議会メンバーリスト	H20.9.29	H20.12.20	H22.12.24	734	職員の処分に関連する文書であることから審査を慎重に行う必要があり、また、開示請求の対象文書が大量(文書量は約2,000枚、不開示情報が約12,000か所)であった。さらに、同時期に公開法・保護法併せて十数件の受付件数もある上に、異議申立てもあり業務が多忙であったため、処理が遅延した。
山形大学	人文学部および全学におけるハラスメント関連委員会で取り扱った書類(人文関連)(平成18年度1月以降すべて)これらに関連する学部教授会、運営委員会、さらに評議会、教育研究評議会等の書類 労務局、仙台弁護士会等外部機関とのやりとり、学生、教員、受任弁護士間のやりとり	H20.9.29	H20.12.20	H22.12.24	734	職員の処分に関連する文書であることから審査を慎重に行う必要があり、また、開示請求の対象文書が大量(文書量は約2,000枚、不開示情報が約12,000か所)であった。さらに、同時期に公開法・保護法併せて十数件の受付件数もある上に、異議申立てもあり業務が多忙であったため、処理が遅延した。
山形大学	平成20年12月3日に実施された山形大学大学院ものづくり技術経営学専攻入学試験(以下「本件試験」という。)の実施方法。 本件試験の採点方法並びに採点基準 本件試験での合格基準点	H22.4.7	H22.6.5	H22.6.7	2	資料の特定、審査及び決裁手続に時間がかかったため。

○期限の特例規定を適用した事案に係るもので、期限までに開示決定等がされなかったもの(資料4)

法人名	件名	受付年月日	通知した期限	決定年月日	超過日数	期限までに開示決定等がされなかった理由	備考
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品の承認審査における照会事項及びその回答	H21.9.24	H22.9.24	H23.2.7	136	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求の対象文書が大量(文書量が約400枚、不開示情報が約300か所)であったため。</li> <li>・第三者に関する情報が含まれていることから、法5条2号イに該当する情報があるかどうか確認を行ったところ、当該法人からの回答が遅く、不開示部分の調整に約1年要したため。</li> </ul>	
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品の承認審査における照会事項及びその回答	H22.1.28	H22.12.28	H23.3.31	93	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求の対象文書が大量(文書量が約1,000枚、不開示情報が約500か所)であったため。</li> <li>・第三者に関する情報が含まれていることから、法5条2号イに該当する情報があるかどうか確認を行ったところ、当該法人からの回答が遅く、不開示部分の調整に約1年要したため。</li> </ul>	

○期限の特例規定を適用した事案に係るもので、開示決定等までに1年超を要したものの(資料5)

法人名	件名	受付年月日	決定年月日	要した日数	1年超を要した理由
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品の承認審査における照会事項及びその回答	H21.9.24	H23.2.7	501	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求の対象文書が大量(文書量が約400枚、不開示情報が約300か所)であったため。</li> <li>・第三者に関する情報が含まれていることから、法5条2号イに該当する情報があるかどうか確認を行ったところ、当該法人からの回答が遅く、不開示部分の調整に約1年要したため。</li> </ul>
医薬品医療機器総合機構	特定医療用医薬品の承認審査における照会事項及びその回答	H22.1.28	H23.3.31	427	<ul style="list-style-type: none"> <li>・開示請求の対象文書が大量(文書量が約1,000枚、不開示情報が約500か所)であったため。</li> <li>・第三者に関する情報が含まれていることから、法5条2号イに該当する情報があるかどうか確認を行ったところ、当該法人からの回答が遅く、不開示部分の調整に約1年要したため。</li> </ul>

○今年度に審査会に諮問した事案のうち、異議申立てを受けてから諮問までに90日超を要したものの(資料6)

法人名	件名	受付年月日	諮問した日	要した日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
日本年金機構	「くらし・行政相談所」の相談事案処理票等	H22.6.3	H22.9.28	117	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)
日本年金機構	鳥取県内年金事務所の健康保険・厚生年金保険適用事業所一覧表(平成22年11月1日現在)	H22.12.17	H23.3.31	104	対応方針の検討に時間を要したため。また、所管業務が著しく繁忙であったため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当していたため。)

○調査日現在、審査会への諮問準備中等の事案のうち、異議申立てから既に90日超を経過しているもの(資料7)

法人名	件名	受付年月日	経過日数	90日以内に諮問できなかった特段の事情
日本年金機構	日本年金機構の全組織(本部、ブロック本部、事務センター、年金事務所)の部署・部・グループ・課各々の所在地、電話番号、ファックス番号等連絡先が記載された文書	H22.8.23	220	対応方針の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であるため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当しているため。)
日本年金機構	①平成22年度日本年金機構年度計画(年度計画Ⅱ-1-(2)厚生年金・健康保険適用促進)のうち、最新の計画に対する進捗度がわかるもの(機構全体分) ②上記に関連する広島東年金事務所のもの詳細がわかるもの	H22.9.22	190	対応方針の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であるため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当しているため。)
日本年金機構	平成22年6月14日付特定事務所長より特定個人あての文書発送の経緯がわかるもの	H22.9.22	190	対応方針の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であるため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当しているため。)
日本年金機構	年機構発第6号(平成22年7月29日付)の行動計画において計画に対する進捗が悪いものについて、担当職場に対する指導内容がわかるもの(21年度実績に対する指導内容)	H22.9.22	190	対応方針の検討に時間を要しているため。また、所管業務が著しく繁忙であるため。(異議申立担当者は1名のみで、所管業務は個人情報保護管理対策の企画・調整・推進から、開示請求や情報提供に関するお客様や機構全体からの相談窓口業務等まで担当しているため。)
郵便事業株式会社	世田谷郵便局の配達等をしている特定個人の一日の担当区域が分かる資料の一部開示決定に関する件	H18.8.3	1701	事実関係を確認するために大量の対象文書(約4,000枚)を精査する必要があるため。

○今年度に行った決定のうち、審査会の答申を受けた事案に係るものであって、答申を受けた日から決定までに60日超を要したもの(資料8)

法人名	件名	答申年月日	決定年月日	要した日数	60日以内にできなかった特段の事情
医薬品医療機器総合機構	特定医療機器にかかる医療機器不具合・感染症症例報告書の一部開示決定に関する件(第三者異議申立て)	H21.9.14	H22.9.30	381	第三者との意見調整において、法5条1号及び2号イ情報の検討に時間を要したため。同企業の別事案(当該事案と同じ種類の文書)において、訴訟中の事件があり、その判決を確認してから決定した。
科学技術振興機構	特定日付け特定部長発信の表現「戦略的創造研究事業に係わる一切の件」に規定される文書の不開示決定に関する件	H22.7.20	H22.9.29	71	莫大な国費の投入を余儀なくされる恐れがあったことから、決定をするに当たり、慎重な検討が必要であったため。 複数の法律事務所に対応について相談して、法的見地から意見を伺い、また、開示するとしたら何枚の文書が特定されることになるか調査するなどした結果、検討に60日以上要したため。 なお、開示するとしたら、644万枚程度の文書が特定され、開示作業を行うには1,179百万円かかると見込まれた。